

離婚後の「共同親権」って何？（テキスト版）

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは、弁護士の上野祥吾です。

今回は、離婚した後の共同親権についてお話をさせていただきたいと思います。

そもそも親権って何ってことですが、簡単にいえば、未成年のお子さんと一緒に住んだり、お子さんの住居を決めたり、お子さんの教育を決めたり、お子さんの財産を管理したり、お子さんの仕事を管理するという、お子さんのために様々なことを行う権限ということ。お子さんが何か契約をするときも、親権者の方が代理人となる権限を持ちますし、同意権もあります。

また、「親権」というと権利だけのように思いますが、これは義務でもあります。

※民法818条1項：成年に達しない子は、父母の親権に服する。

※民法820条：親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

そして、日本では、夫婦が結婚している間は、親権は共同で行使される、すなわち共同親権ということになります。

※民法818条3項：親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。

ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

では、夫婦が離婚した場合、お子さんの親権はどうなるのか、というと、日本では、単独親権といひまして、父母の一方だけが親権を持つことになっています。共同親権というのは日本では採用されておられません。

※第819条1項：父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

2項：裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

ただ、諸外国を見ると離婚した後も共同親権を採用している国が多いということで、日本でも共同親権を採用しようか、という議論があります。

そして、法務省も諸外国の状況を調査していて、調査結果を発表しています。

日本のご近所では、台湾や韓国でも共同親権という制度があります。

ただ、台湾や韓国の共同親権というのは、離婚する時に共同親権も選べますよ、というものであって、必ず共同親権になるわけではありません。

では、離婚した後に共同親権になるとすると、どうなるでしょうか。

離婚したら、もう夫婦は同居しないわけですから、基本的には、お子さんは、父母のどちらか一方と一緒に住みません。

そして、単独親権の場合には、通常は、お子さんと一緒に住む親が親権者となって、お子さんについて色々決めることができるのですが、共同親権という場合には、お子さんと一緒に住まない親も、お子さんについての色々なことについて、決定権を持つということになります。

裏を返せば、お子さんと一緒に住んでいる親からすれば、もう離婚して、あまり会いたくないような元夫や元妻から、お子さんの教育や財産などについてあれこれ言われる、ということになりますので、非常に面倒だ、ということになる可能性があります。

また、共同親権ということで、お子さんについての色々な手続のために、お互いがまた会わなければならない、ということも出てきます。

さらに、離婚した一方の親に、暴力(DV)などの問題があって、やっと離婚できた、というような場合も、共同親権ですと、そうした親との繋がりが残り、また問題が生じてしまうという可能性もあります。

ですので、例えば、共同親権という制度がある台湾でも、離婚した夫婦が今後もう会わないような場合には、単独親権の方が実際的だという意見もあります。

そして、台湾でも、親権について夫婦の意見が合わないときは、結局、裁判所が単独親権として、一方を親権者として決めます(※台湾民法1055条の条文上は裁判所が共同親権を選べる可能性もあります)。ですから、私も台湾の弁護士の動画を色々見てみたんですけど、どうやって親権を得るか、という内容のものが多かったように思います。日本でいえば、私が以前別の動画で紹介したような内容のものですね。

ですので、共同親権が、離婚する夫婦どちらにとっても良い制度、というわけではないと思います。

じゃあ、共同親権のメリットは？という、もちろんお子さんにとっては、離婚した後も、両親双方との関わりがより持てるというメリットはあると思います。

また、共同親権にすると、一緒に住まない親の責任感が上がって、養育費を支払う可能性が高くなるという考えもあるようです。

あと、単独親権という制度ですと、親権がどちらか一方にしかないので、これが離婚の争いの大きな問題となることがあります。0か100なので、和解のしようがない、ということで、争いが長引いてしまうということです。でも、共同親権であれば、両方親権者ということで、親権をめぐる争いが解決できる可能性が上がるかもしれません。

もっとも、お子さんと一緒に住みたいというのがお互いの希望であれば、共同親権にしても、激しい争いになることは変わらないかと思います。

ですので、共同親権については、メリット・デメリットがありますので、導入するにあたっては議論が必要かと思えます。

それでは今回もご覧いただきまして、誠にありがとうございました。